# 長野県南安曇農業高等学校同窓会会則

大正 1 2 年 3 月 1 4 日制定 平成 2 5 年 4 月 2 1 日最終改正

#### 第1章 総則

- 第1条 本会は、長野県南安曇農業高等学校同窓会といい、本部を同校内におく。
- 第2条 本会は、長野県南安曇農学校、長野県南安曇農業高等学校並びに同校併設中学校の卒業者及びその関係者をもって組織する。
- 第3条 本会の会員を分けて次の通りとする。
  - 1. 通常会員母校卒業者及び母校に在学したもので本会の趣旨に賛同し、役員会の承認を得た者。
  - 2. 賛助会員母校職員、但し通常会員である者を除く。及び母校に在職した職員で本会の主旨に賛同した者。
  - 3.名誉会員本会に対し特に功労があり、会長の推薦により役員会の承認を得た者。

## 第2章 目的及び事業

- 第4条 本会は会員相互の親睦を図り、併せて母校生徒会及びPTAと提携して、母校の発展と農村文化の向上並びに産業の進展に貢献することを目的とする。
- 第5条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。
  - 1.会報の発刊
  - 2.会員名簿の発行
  - 3.研究会、講演会等の開催
  - 4.その他必要な事業

#### 第3章 役員

## 第6条 本会に次の役員をおく。

1.名誉会長1名2.名誉会長補佐1名3.会長1名4.副会長若干名5.理事14名以上

6. 評議員 各支部1名(事情により若干名増員することが出来る。)

7.監事3名8.専任幹事若干名

第7条 本会役員の任務は次の通りとする。

1. 名誉会長 会務全般について意見を述べる。

2. 名誉会長補佐 名誉会長と共に会務全般について意見を述べる。

3.会長 会務を統理し本会を代表する。

4.副会長会長を補佐し、会長事故あるときは、これを代理する。5.理事理事会を組織し、会務の処理、<br/>総会に提出する議案の審

議、<mark>総会で決定した</mark>事項の遂行などに当る。

6.評議員 総会に於いて、会務に関し決議権を行使する。

7. 監事 本会会計に関する監査を行なう。

8. 専任幹事 常時会務を分掌する。

第8条 役員の選出方法は次の通りとする。

1.名誉会長 母校校長を推す

2. 名誉会長補佐 母校教頭を推す。

3.会長 総会に於いて、通常会員中より、同会員が選出する。

4.副会長 上記に同じ

5.理事 下記により総会に於いて、通常会員中より、同会員が選出する。

(1) 地域別理事者数は次の通りとする。

安曇野市地域7名以上 15名以内松本・東筑地域4名以上 8名以内大北地域3名以上 7名以内

- (2) 前項の理事数に満たない地域が生じた場合、その数を他地域に充てることができる。
- (3) 東京支部・市役所等支部を有する職域については各1名を選出することができる。

6. 評議員 支部長を評議員とする。

7. 監事 総会に於いて通常会員中より選出する。

8. 専任幹事 母校に在職している通常会員を専任幹事とする。

第9条 役員の任期は2ケ年とし、再選を妨げない。補欠役員の任期は、前任者の残任 期間とする。

## 第10条 本会に顧問を置く。

- 1.顧問は会長が推薦して、総会の承認を得て定める。
- 2.顧問は本会の運営に参与する。

## 第4章 会議

第11条 本会の会議は総会(評議員総会) 理事会とする。

総会は毎年1回以上開催し、一般会員も出席することが出来る。

<u>臨時総会は必要に応じ会長が招集する。</u>

理事会は必要に応じ会長が招集する。

- 第12条 次の場合には、総会を開かなければならない。
  - 1.理事会が必要であると認めたとき。
  - 2. 監事が必要であると認め、会長に請求したとき。
  - 3. 会員の10分の1以上の請求があったとき。
- 第13条 緊急を要する事項で、総会を招集する余裕のない場合は、<mark>理事会を</mark>もって総会 に代えることができる。

但しこの場合は次期総会に報告し承認を得なければならない。

- 第14条 次の事項は<mark>理事会に</mark>付議しなければならない。
  - 1. 予算案並びに決議案等総会に付議する事項
  - 2 . 基本金及び基本財産の処分
  - 3 . 会則の変更
  - 4.総会で決定した事項の処理
  - 5.緊急事項及び重要事項の処理
- 第15条 総会の議長は出席会員中より選出する。

理事会の議長は会長が当る。

議事は出席者の過半数で決する。

第16条 評議員がやむを得ない事情の為、総会に出席できない場合は、代理人又は書面により、決議に参加することができる。

賛助会員及び名誉会長及び名誉会長補佐は、会議に出席して意見を述べること

#### 第5章 会計

- 第17条 本会の経費は、入会金・終身会費及び特別会費をもってこれに充てる。
- 第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終る。
- 第19条 通常会員は、入会金・終身会費及び特別会費を納入しなければならない。この 金額納入の時期並びに方法等については、<mark>理事会に於いて</mark>決定する。
- 第20条 本会の基本金及び基本財産は特別会計とし、これに関する規程は別に定める。
- 第21条 本会の基本金の保管方法並びに基本財産の処分については、<u>理事会の</u>決議を経 て総会に於いて3分の2以上の同意を得ることを要する。
- 第22条 <u>基本金及び基本財産の管理は財団法人鵬会が管理する。本条の改正会則は昭</u>和59年4月14日より実施する。

# 第6章 雑則

- 第23条 本会の事務を処理するために、事務局をおく。事務局に関する規程は別に定める。
- 第24条 本会々員は支部を設けることができる。支部に関する規程は別に定める。
- 第25条 本会は会員の慶弔に関する行事に参加する。慶弔に関する規程は別に定める。
- 第26条 本会の会員は転籍、転居、改姓などの場合、速かに事務局へ届出なければならない。
- 第27条 本会に関する重要事項は、会報によって報告する。
- 第28条 この会則は総会に於いて、出席会員の3分の2以上の同意がなくては変更する ことはできない。

#### 長野県南安曇農業高等学校同窓会の基本金及び基本財産に関する規程

- 第1条 基本金の造成は次の収入をもってこれに当てる。
  - 1. 入会金
  - 2 . 寄付金
  - 3 . 基本財産による収入
  - 4. 理事会が認めたその他の収入
- 第2条 基本財産の管理に関する事項については、理事会が定める。
- 第3条 この規程は理事会の決議を経て、総会に於いて出席会員の3分の2以上の同意 を得て変更することができる。
- 第4条 この規程は、昭和39年3月1日より実施する。

## 長野県南安曇農業高等学校同窓会の支部に関する規程(昭和39年9月12日改正)

- 第1条 支部は地域別、職域別等によって設置することができる。 支部は必要に応じて分合することができる。
- 第2条 支部を設置したときは、その名称、代表者氏名、規約、及び会員名簿を本部に 届出なければならない。これらの事項に変更のあった場合も同様とする。
- 第3条 支部としての資格の認定は、理事会が行なう。
- 第4条 支部の代表者(支部長)は支部を統理し、本部との連絡に当る。
- 第5条 支部長は、本部の連絡により、支部総会を招集し、会則第8条及び第10条に 基づいて支部長(評議員)の選出を行なうものとする。
- 第6条 支部総会を開催しようとするときは、支部の代表者は予めその日時、場所、目的を記載した文書を本部に提出しなければならない。

- 第7条 支部総会には、本部役員又は事務局員が出席し、連絡並びに支部活動の後援に 当る。
- 第8条 支部総会に対しては、本部会計から会場費を支出する。 会場費の額は<mark>総会</mark>が決定する。
- 第9条 この規程の変更は、役員会に於いて行なう。
- 第10条 この規程は、昭和39年9月12日より実施する。

## 長野県南安曇農業高等学校同窓会の事務局に関する規程

- 第1条 事務局に総務部、会計部、渉外部及び庶務部をおく。
- 第2条 総務部は次の事項を掌る。
  - 1.諸会議並びに母校内に於ける交渉連絡
  - 2. 同窓時報、会員名簿の発行
  - 3.他の部に属しない一切の事項
- 第3条 会計部は次の事項を掌る。
  - 1. 予算及び決算に関する事項
  - 2. 現金物品の管理保管
  - 3.基本金及び財産に関する事項
  - 4 . 会費の徴収に関する事項
  - 5.その他会計に関する一切の事項
- 第4条 渉外部は次の事項を掌る。
  - 1.支部の整備統合に関する事項
  - 2. 支部の運営及び活動に関する事項
  - 3.その他支部及び会員の動静に関する事項
- 第5条 庶務部は次の事項を掌る。
  - 1. 文書の起案、収受、発送
  - 2. 文書、用紙、諸印の保管
  - 3. 同窓時報、総会、役員会等の通知書の発送に関する事項
  - 4.会員名簿、資料の調査、整理に関する事項
  - 5.その他庶務に関する一切の事項
- 第6条 事務局を統轄するために事務局長及び次長をおくことができる。 事務局の常務を処理するために各部の部長、次長、部長補佐をおくことができる。
- 第7条 事務局員は理事会が決定し会長がこれを委嘱する。
- 第8条 この規程は理事会が必要と認めたときは、<mark>総会</mark>に諮って改正することがで
- 第9条 この規程は昭和48年6月9日より実施する。

## 長野県南安曇農業高等学校同窓会の慶弔に関する規程

- 第1条 本会が緊急な慶弔に関する行事に参加しなくてはならない場合は、事務局において前例に準じて応急の措置を講じるものとする。 但し、この場合は次期理事会に報告し、承認を得るものとする。
- 第2条 前条の場合の他、慶弔に関する事項は理事会が決定する。
- 第3条 この規程は総会の決議に基づいて変更することができる。
- 第4条 この規程は昭和39年3月1日より実施する。
- 慶弔規程細則(昭和42年5月6日決定)
- 南安曇農業高等学校同窓会の慶弔に関する規程により、次のとおり細則を定める。

- 1.会員の死亡弔電、会員の結婚祝電
- 2.役員及び教職員の死亡1,000円以上弔辞 旧役員及び旧教職員にも適用する。
- 3.役員及び教職員の転退職の慰労金は概ね下記による。 役員1,000円~10,000円 教員1,000円~2,000円
- 4.上記条項により難き事由を生じた場合は、事務局は会長と協議して決定する。

#### 附記

- 1. 支部長は上記により代行処理した場合は、連やかに事務局に連絡すること。
- 2.役員及び教職員の傍系者に対する慶弔は、原則的に適用しないものとする。

## 長野県南安曇農業高等学校同窓会の記念林の管理等に関する細則

- 第1条 本会所有の同窓会創立10周年記念林は、本会の基本財産とし、財団法人鵬会 名で登記し、これに関する経営管理は理事会が行なうものとする。
- 第2条 記念林を常時管理するために主管者を置く。主管者は、<u>総会</u>に於いて理事の 中から1名を選任する。
- 第3条 主管者には相当額の手当を支給することができる。手当の額は総会が決定する
- 第4条 この記念林の経営管理については、毎年理事会に於いて実施計画を立案し、これ に基づいて運営を行うものとする。
- 第5条 前条の運営の成績結果は、毎年度末に主管者が理事会及び総会に報告を行な うものとする。
- 第6条 記念林の材木を伐採する場合は、すべて理事会の決議に基づいて行なうものとする。
- 第7条 下枝及び下草の採取並びに処分等については、主管者の専決事項とする。
- 第8条 記念林に関する会計は特別会計とする。
- 第9条 この細則は、総会の決議により、変更することができる。
- 第10条 この細則は昭和39年3月1日より実施する。

#### 個人情報の取り扱いについて

平成17年(2005年)4月1日より「個人情報の保護に関する法律」(個人情報保護法)が施行されました。個人情報の扱いに関しては従来から細心の注意を払ってまいりましたが、今後ともこの法律に則り適切に運用していくため、以下の基本方針を定めました。

会員の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

同窓会における個人情報の取扱いに関する基本方針

#### (個人情報の内容)

第1 同窓会が保有する個人情報は以下の内容となります。 氏名、ふりがな、性別、卒業年度、学科・クラス、出身中学、現住所および電 話番号、保護者氏名、保護者住所および電話番号、進路先名、進路先住所およ び電話番号

#### (個人情報の利用目的)

- 第2 同窓会の保有する個人情報の利用目的は次のとおりです。
  - (1)本会からの各種通信文書の送付(同窓時報・同期会・クラス会・支部会・同窓会記念行事含む)

#### (個人情報の保管および提供)

第3 個人情報の保管及び提供については、個人情報は委託先も含め機密保持には万 全を尽くします。

また、本人の同意なしに個人情報を学校・同窓会以外の第三者に提供することはありません。

ただし、生命・財産の保護など法令の規定による場合は除かれます。

(個人情報の照会・訂正・削除等)

第4 会員の情報を照会・訂正・削除される場合は、会員本人から直接同窓会事務局までご連絡ください。ご本人と確認できた場合に限り受けます。また、今後は、 ご本人の同意なしに個人情報を取得・変更することはありません。 なお、変更等がありましたら、できるだけ速やかにご連絡いただきますようお

願いいたします。

(従来から保有している個人情報)

第5 平成16年度卒業までの会員については、卒業時の入会式後に会員個人情報として学校より引継ぎ、保有管理していました。平成17年度の卒業生からは、同窓会入会式により同窓会員としての同意をいただくことを確認のうえ、同窓会での個人情報の保有管理をいたします。また、住所不明となられた会員については、電話帳などで調べさせていただいた経緯もあります。これらの個人情報については、ご本人のお申し出がない限り今後とも保持されますのでご了承ください。

#### (基本方針の改定等)

第6 本基本方針については、運用上改善を要する場合には、予告なく改定等の変更 を行うことがありますので、ご了示ください。

(窓口)

第7 本基本方針及び同窓会の保有する個人情報について、ご不明な点がございましたら、同窓会事務局へお問合せください。

(付則)

この方針は、平成18年(2006年)3月3日より施行いたします。

窓口:同窓会事務局(学校代表電話番号と同じ)

電話:0263-72-2139 FAX:0263-71-1150

#### 附 則

- 1.この会則は大正12年3月14日より制定・施行する。
- 2.この会則は昭和25年5月5日より改正・施行する。
- 3.基本金及び基本財産・慶弔に関する規定、記念林の管理等に関する細則は昭和39 年3月1日より施行する。
- 4. 支部に関する規定は昭和39年9月12日より施行する。
- 5. 慶弔規定細則は昭和42年5月6日より施行する。
- 6.事務局に関する規定は昭和48年6月9日より施行する。
- 7.この会則は昭和52年5月28日に改正・施行する。
- 8.この会則は昭和59年4月14日より改正・施行する。
- 9.この会則は昭和61年4月15日に改正・施行する。
- 10.この会則は平成13年4月21日に改正・施行する。
- 11.個人情報の取り扱いに関する基本方針は平成18年3月3日より施行する。
- 12.この会則は平成25年4月21日に改正(第3章、第4章、第5章、第6章及び 規定・細則)・施行する。